

# 道路損傷負担金の金額が増額します！

道路を掘削する際にご納付いただいている道路損傷負担金については、藤沢市道路占用規則に定められる工事費単価を用いて算定しています。

工事費単価については、近年の物価や人件費の上昇により現状の工事費と乖離がみられる状態にあることから、現在の物価や人件費を反映させるため、2024年10月1日から工事費単価を改定します。

これにより、2024年10月1日以降に申請された道路占用許可申請より、新しい工事費単価にて算定します。

## 工事費単価 新旧対照表

種別	単価		差額	備考
2-1号工 (車道)	新	27,150円	9,050円	幹線道路 As 3層、路盤2層
	旧	18,100円		
3-1号工 (車道)	新	11,550円	3,850円	生活道路(北部) As 1層、路盤2層
	旧	7,700円		
3-2号工 (車道)	新	10,500円	3,500円	生活道路(南部) As 1層、路盤1層
	旧	7,000円		
5-1号工 (歩道)	新	6,450円	2,150円	通常部
	旧	4,300円		
5-3号工 (歩道)	新	9,600円	3,200円	車両乗り入れ部
	旧	6,400円		
10号工 (道路構造物)	新	21,450円	7,150円	L型側溝300用
	旧	14,300円		
15号工 (道路構造物)	新	12,150円	4,050円	舗装止Co 120用
	旧	8,100円		

## 算定式

掘削面積×1.2×工事費単価×0.06＝道路損傷負担金  
(例) 車道(3-1号工)の場合、1㎡あたり。

旧  $1.0\text{㎡} \times 1.2 \times 7,700\text{円} \times 0.06 = 554\text{円}$



新  $1.0\text{㎡} \times 1.2 \times 11,550\text{円} \times 0.06 = 831\text{円}$

## 施行日

2024年(令和6年)10月1日に施行します。

→2024年**10月1日以降**に申請されたものは**新単価**で算定。

2024年**9月30日以前**に申請されたものは**旧単価**で算定。

工事費単価の詳細などについては、  
藤沢市ホームページから詳細をご確認ください。



## 事務担当

藤沢市 道路河川部

道路管理課 開発・占用担当 田口・藏屋

電話：0466-50-3546 (直通)

藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所 分庁舎4階